

「教養教育としての法学のリソース —理工系大学を中心に— OPAC データによる考察」

東京工業大学 金子宏直

理工系大学においては人のプライバシーや生命にかかわる情報工学や生命工学等の研究と教育が行われる。法学部における専門教育以外に、法学は教養教育として役割を果たせるのか。OPAC データを中心に法学教育・研究の基礎となる大学の物的リソースについて考察を行う。

はじめに

国立大学協会は平成 30 年 12 月 5 日声明において、「平成 16 年度の法人化以来、運営費交付金は毎年のように削減され、教員の人件費や教育研究環境等の基盤の維持・確保すら困難な状況に陥っている」と述べる。大学の運営費交付金は平成 27 年度から 1 兆 1000 億円弱にとどまったままである。運営費交付金が増額されない状況の中で、大学法人がコスト削減を行う必要がある。大学附属図書館は教育学習のためのリソースのひとつとして重要である。電子ジャーナル等の購読料の値上げにより図書館も困難な状況になっている。契約更新料が不要な図書は教養教育においては重要になる。

法学教育の位置づけ

法学教育は法学部における専門教育だけではなく、他の分野における教養教育としての法学教育も重要である。法学専門教育を受ける学生は、大学生全体においても、理工系大学の学生と比べてもそれほど多くない。(表 1) これまで教養教育としての法学教育について法律関連学会での議論は必ずしも十分なされていない。¹

[表 1 令和元年文理別学生数]

学科分類	全学年学生数計 (国公私)	
文系計(人)	1,740,378	
法学政治学(人)	157,566	
理系計	868,770	
全体計	2,609,148	
対全体	0.06	全学生の 6%は法政治
対文系比	0.09	文系 90%は法学政治学以外
対理系比	0.18	理系は法学政治学の 4 倍

出典：「学校基本調査 高等教育機関 大学・大学院 令和元年度高等教育機関(報告書掲載集計)学校調査大学・大学院表 10(関係学科別学生数)」より著者作成

考察の対象

本報告では、国立 86 大学法人 (4 大学院大学) のうち理工系と医学歯学大学をあわせた理系単科大 17 大学法人と単科大学の比較対象として教育系大学法人ひとつをとりあげて考察を行う。² 理工系大学に限定することにより、総合大学に考察を広げる場合に比較対象を行うことが可能になる。

本報告では、主に大学附属図書館所蔵の法学関連図書・雑誌について、OPAC からデータを取得して考察する。平成 22 年(2010)から令和元年(2019)に出版(購入)された法律関係の図書を対象とする。あわせて、法学関連図書数と購入に要する経費について推計を行う。

図書館の蔵書、運営費等については、学術情報基盤実態調査統計が公開されている。ただし、同調査は国立大学については大学の規模 4 つにより集計されているため、大学別の数値を知ることはできない。そこで、本報告では、理工系各大学の具体的な値については大学公表の財務データも利用する。

本報告は、理工系大学における法学教養教育の重要なリソースの現状を大学の公開情報を利用して把握することを目的とする。理工系大学における教養教育としての法学の内容については考察の対象としない。

大学附属図書館の役割

「学術情報基盤としての大学図書館等の今後の整備の在り方について(中間報告)」は、学術情報基盤(学術研究全般を支えるコンピュータ、ネットワーク、学術図書資料等)は、研究者間における研究資源及び研究成果の共有、研究成果の一般社会への発信、啓発及び次世代への継承、研究活動の効率的な展開等に資するものであり、学術研究全体の進展を支えるうえで極めて重要な役割を負っている。³

日本の大学附属図書館は主に学内者を対象にしてい

る。学生にとっては学習図書に接する主な場所ともいえる。令和元年度「全国学生調査（試行実施）」結果は全国 515 大学を対象とする。

[表 2 学勢調査図書館利用等]

対象大 学数	対象学部 数	対象学生 数	有効 回答者数	有効回答 率
515	1,689	407,014	111,051	27.3%

出典：令和元年度全国学生調査(施行実施)

質問項目⑧「図書館やアクティブラーニングスペースなど大学施設を活用した学習」に対する回答は、非常に有用だった 27.4%、有用だった 45.9%、あまり有用でなかった 9.7%、有用でなかった 2.9%、経験していない 14.1%。学生の 73%が図書館やラーニングスペースを有効に利用していることが分かる。⁴

OPAC の役割

OPAC(Online Public Access Catalog) は図書館や資料館などの利用者が使えるように整備されたオンライン蔵書目録検索システムである。大学附属図書館では 1980 年代に導入がはじまり、1990 年代後半には 8 割に導入されている。⁵書名、著作者名、キーワードの他に検索である。もう一つ大切なのは、図書配架に日本十進分類法(NDC)が利用されている。⁶これらのデータの inputs は各図書館が整備しているため、キーワードや NCD の分類もそれぞれの図書館により異なる場合がある。リソースの活用の観点では問題もあるが本報告では詳しくとりあげない。⁷

OPAC の評価や改良は図書館関係者により行われるが、図書の貸出率が高いことが評価のひとつとして使われている。図書の専門資料として役割、学習図書として役割の重要性が評価の中に必ずしも組み込まれていない。⁸

大学附属図書館の蔵書に関する分析も行われている。⁹ただし、特定の専門分野についての具体的な蔵書の評価分析は行われていない。

理工系大学の図書館予算の概況

図書館の蔵書は、寄贈もあるが、主に個々の図書館の購入により構成される。図書館の蔵書の多寡は大学の予算に依存する。図書館予算は法人運営費のうち研究教育支援費に含まれる場合がある。¹⁰

[表 3 図書館予算と図書]

大学	H31 学 部新入 生(人)	経常費用 合計(百万 円)	教育研究 経費(百万 円)	研究教育 支援費(百 万円)	固定資 産図書 増加(百 万円)
MT	611	5374	1855	219	11
OT	479	4517	1454	274	7.7
AM	167	28647	1681	126	1.9
KT	411	3849	1086	148	6
TT	78	2807	528	35	3.4
TD	275	58195	4207	1409	10
TA	862	14269	3811	594	13
TI	1131	45855	12493	3260	35
TM	743	8887	2295	378	6.6
EC	728	10761	2654	513	8
NE	86	6833	2054	292	7
HM	175	30427	1915	204	-
NT	950	11292	2964	421	15
TS	82	7172	2282	270	2
SM	160	30447	1537	202	-
KK	596	8453	2349	361	8
KT	1063	11471	3078	374	15
教育系					
ME	354	3852	781	95	-

出典：各大学法人財務諸表もしくは財務レポートより著者作成
*)-は財務諸表明細書が非公開のため

経常経費対図書費（固定資産中図書増加額）は 0.2%が 1 大学、0.1%以上 0.2%未満が 5 大学にとどまる。図書費の金額として新入学生ひとりあたり平均で 2.4 万円である。

これらはすべての分野の図書に関するものである。以下では、法学図書を対象を絞って考察を行う。

商用法学雑誌

本報告では図書と継続雑誌を分けて調査する。理系大学での法学和雑誌の定期購読は極めて少ない。¹¹現在継続して定期購読されている商用法学雑誌は、ジュリスト、判例タイムズ、法律時報、法学セミナー、判例時報ののべ 10 誌である。1 大学が 3 誌の購読、2 大学が 2 誌の購読、3 大学が 1 誌を購読し、9 大学は購読なしである。これに対して、比較対象の教育系大学は 2 誌を定期購読している。

理工系大学では、雑誌は消耗品として固定資産には含まれない場合がある。

OPAC による法学蔵書調査

2010 年から 2019 年の 10 年間について、理工系国立大学法人附属図書館に追加された図書を OPAC で検

索を行った。

前述のように OPAC は各図書館によって運営維持されているため、検索機能も個別の図書に付与されるキーワード等もそれぞれ異なる。複数の検索キーワードを組み合わせて検索が行える場合もあれば、ひとつのキーワードのみの検索に制限される場合もある。また、出力結果も一覧リストとしてダウンロード可能な場合もあれば、1画面単位で検索結果が表示される場合もある。

これらの相違に影響を受けない検索方法を採用する必要性がある。

本報告では、検索結果から法学に関連する図書の取りこぼしを最小点にするため、主題に「法」を含むすべての図書を検索結果のデータとして取得したうえで、タイトル、著者、出版社から、法学に関連する書籍のみを選別した。判別が困難なものは書籍情報から選別を行った。さらに、主要な法律を検索対象にできるように、法律名等のキーワードによる検索も行い、各図書館の蔵書から法学関連の図書の取りこぼしの検証を行った。¹²

理工系大学における法学関連の蔵書

10年間（2010年から2019年）における各大学附属図書館所蔵の法学図書数についての推計を行った。検索条件をそろえるため、「法」を主題とする検索結果から、法学に関連する書籍を選別して集計した。（表4）この集計では個別のキーワードにより取りこぼし分は追加していない。

各大学によって法学に関連する図書の購入数は大きく異なっている。法学に関連する図書が毎年一定冊数購入されているとは限らないこと、一般的に法学図書購入数が毎年減少しているとはいえない。

調査対象の附属図書館のうち十年間で購入された法学関連の図書が100冊未満は8館、そのうち教育系大学と比較しても少ないものが2館、100冊以上200冊未満が5館、200冊以上が4館である。

このことから、大学の規模にも大きく依存するが、理工系大学においては一年間に10冊程度であれば、教養教育としての法学関連図書が維持できるものと推定される。

[表4 法学図書増加数（経年）]

大学	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	計
MT	5	4	6	7	8	8	6	12	7	6	69
OT	14	9	13	22	20	13	19	9	16	10	145
AM	7	5	11	9	6	8	28	12	5	3	94
KT	10	4	4	5	10	4	5	10	14	3	69
TT	5	5	87	11	13	13	20	7	4	11	176
TD	8	4	5	8	5	6	6	8	2	3	55
TA	42	36	30	34	11	15	7	10	9	4	198
TI	85	72	68	107	109	85	79	57	96	83	841
TM	36	22	29	41	36	27	21	29	24	14	279
EC	1	4	26	32	16	29	18	17	17	12	172
NE	21	28	15	4	8	7	0	0	2	5	90
HM	1	4	5	2	0	1	6	4	1	2	26
NT	27	25	20	21	15	22	25	26	20	11	212
TS	1	2	2	3	1	0	2	0	2	0	13
SM	9	4	7	3	16	10	9	7	2	7	74
KK	9	15	22	22	15	8	6	3	6	1	107
KT	32	25	20	26	33	25	28	11	14	10	224
教育											
ME	7	6	4	3	9	5	4	0	3	2	43

出典：著者作成
 *)商用誌の特集別冊等が図書として登録されているものを含む。**)日本語の図書のみのみ。***)計は2010年から2019年の合計

法学図書購入コストの推計

2019年を例に一年間に各大学附属図書館に購入された法学関係図書費と固定資産増加額中図書費を比較した。OPACから取得した法学図書データと書籍の価格により合計を求めた。（表5）

[表5 各大学附属図書館2019年法学購入図書費]

大学	法学図書費(万円)	対固定資産図書
MT	1.37	0.12%
OT	2.29	0.30%
AM	1.47	0.77%
KT	1.23	0.21%
TT	2.66	0.78%
TD	0.38	0.04%
TA	1.96	0.15%
TI	1.18	0.03%
TM	5.67	0.86%
EC	4.73	0.59%
NE	0.37	0.05%
HM	0.67	-
NT	3.81	0.25%
TS	0.00	0.00%
SM	0.48	-
KK	0.20	0.02%
KT	2.18	0.15%
教育系		
ME	0.21	-

出典：著者作成

*)は財務諸表明細書が公表されていない等の理由で固定資産中図書増加額が取得できないものを表す

理工系国立大学法人すべてが図書費のうち法学図書費は 1%未満であることが分かる。附属図書館での選書の方法にも依存するが、教養科目としての法学の位置づけがそれほど高くはないことが推測される。

考察とまとめ

法人運営費が年々減少する中で、図書館予算の増加を望むことは難しい。どのように必要な法学図書を効果的に維持してするのが重要になる。

図書館の蔵書の評価には、貸出回数で有効な図書の利用を評価する方法も見られる。¹³しかし、法学学習の基本図書が貸出回数の多寡で評価できるのかは疑問である。学習の基本図書参考図書はそれに適した図書であることが主な評価基準となろう。

では、何を学習の基本図書とするのがよいのか。この点について法学基本図書の配備の参考基準を検討する必要がある。¹⁴

1 関連する学会として、日本法育学会(1990~)、法と教育学会(2009~)がある。日本法社会学会では2011年に「特集 法の教育」を公刊している。

2 理工系として室蘭工業大学、帯広畜産大学、北見工業大学、筑波科学大学、東京農工大学、東京工業大学、東京海洋大学、電気通信大学、長岡技術科学大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、京都工芸繊維大学、九州工業大学、および医学系4法人の旭川医科大学、東京医科歯科大学、浜松医科大学、滋賀医科大学をあわせている。

3 平成17年6月28日科学技術・学術審議会学術分科会・研究環境基盤部会学術情報基盤作業部会
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/1213888.htm

4
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/chousa/1421136.htm

5 上田修一他「WWW上のOPACにおける既知事項検索の諸問題」Library and Information Science41号1頁(1999)

6 国立国会図書館「日本十進分類法(NDC)新訂10版」分類基準

<https://www.ndl.go.jp/jp/data/NDC10code201708.pdf>

7 例えば著者の本務校では、特許法は法律関係全集であっても民法等の法律図書(一般図書)とは別に工業関係の5類に対応して配架されている。

8 高久雅夫=小幡将司=江草由佳「OPAC利用ログに基づく文献検索システムの試作と評価」情報知識学会誌 Vol.28, No.2 (2018)。

質的評価を試みるものとして、後藤久夫「チェックリス

ト法による大学図書館における蔵書評価の一例-東京都立大学附属図書館における諸学者向け図書の収集状況-」図書館情報57号365頁

9 山田翔平「大学図書館蔵書を分析した研究の現状と課題」生涯学習基盤経営研究42号39頁(2017)、先行研究の分析方法を整理したもので具体的蔵書分析は行っていない。

学生によるOPACの探索行動の研究は多いが、例えば、種市淳子=逸村裕「短期大学図書館における情報探索行動：目次を付与したOPACのログ分析と検索実験をもとにして」名古屋大学附属図書館研究年報5号57頁(2007)

10¹⁰ 星野雅英「文部(科学)省における国立大学図書館関係予算の推移とその特徴」大学図書館研究 LXXXIX44頁(2010)

11 継続和雑誌の確認には各大学附属図書館OPACによる雑誌タイトル検索と国立情報学研究所CiNiiのデータベースの両者により検証した。

12 取りこぼしとは、「法」を主題に検索を行う場合に、システムにより、著作権、特許権、商標、意匠、商標、消費者保護、個人情報保護、プライバシーは法学で意味を持つタイトルが検索結果に出力されない場合を指すこととする。取りこぼしの割合は図書館のシステムによって異なる。10年間で法学図書200タイトル以上の図書館についてみると、取りこぼしの可能性がある書籍の割合は6%から24%と幅がある。

13 小泉公乃「蔵書評価法からみた図書館員と教員の選書：慶應義塾大学三田メディアセンターの事例分析」Library and Information Science63号41頁(2010)は、蔵書回転率を図書館員と教員の選書別に分析する。

¹⁴ 出版社による法学一般の図書紹介、付属図書館による
教員推薦の学習図書紹介など、個別の取組みは行われ

ている。